

甲賀市市民協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民活動団体の専門性、柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民活動団体及び市が協働で行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民の自主的な参加により、不特定多数の市民の利益の増進に寄与するために行われる自発的かつ営利を目的とせず収益を関係者で分配しない非営利の活動をいう。

(2) 市民活動団体 市民活動を行う団体をいう。

(3) 協働事業 市民活動団体及び市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合っ

て行う事業をいう。この告示における協働の形態は、次に掲げるものとする。

ア 委託

イ 共催

ウ 事業協力

エ 実行委員会

オ 補助

カ その他、市長が協働と認めること。

(4) 公益 不特定かつ多数のための利益で、社会的ニーズがあること。

(協働事業の種別)

第3条 協働事業の種別は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民テーマ型事業 自由なテーマで提案する事業

(2) 行政テーマ型事業 市が設定したテーマに基づき提案する事業

(提案団体の要件)

第4条 協働事業を提案することができる市民活動団体は、次の各号のいずれの要件も満たす市民活動団体とする。

- (1) 活動拠点が市内にあること。
- (2) 構成する会員が5人以上いること。
- (3) 運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。

（対象となる事業）

第5条 協働事業は、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。

- (1) 市内で実施される公益的な事業であり、身近な課題について、市民活動団体と市が協働して実施することにより、その解決につながる事業であること。
- (2) 具体的な効果、成果等が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業であること。
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- (4) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新たな視点からの事業であること。
- (5) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体と市が協働して実施することが可能な事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案の対象としないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること

を目的とするもの

(6) 法令、条例等に違反するもの

(7) 市の事業（施策）への要望又は団体の事業への支援を求めるもの

(実施期間)

第6条 事業実施期間は、単年度とする。

(事業の提案)

第7条 事業の提案をしようとする市民活動団体の代表者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市民協働事業提案書（様式第1号）

(2) 市民協働事業提案企画書（様式第2号）

(3) 実施スケジュール（様式第3号）

(4) 市民協働事業提案収支予算書（様式第4号）

(5) 団体の概要書（様式第5号）

(6) 定款・会則等

(7) 会員名簿

(8) 予算及び決算関係書類（団体全体分）

(審査委員会)

第8条 市長は、第5条に規定する協働事業の提案内容を審査するため、学識経験者等で構成する市民協働事業提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会は、第7条に規定する書類により審査するほか、プレゼンテーション等により審査を行い、協働事業として適当と認めたときは、その旨の意見を市長に述べるものとする。

3 市長は、審査委員会の意見を参考に、採択する協働事業を決定し、その結果を市民協働事業提案制度協働事業採択結果通知書（様式第6号）により提案した市民活動団体の代表者に通知するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は市長が別に定める。

(審査結果の公開)

第9条 市長は、前条の規定による協働事業の審査結果について公開するものとする。

る。

(協定書の締結等)

第10条 協働事業の実施に当たり、提案した市民活動団体の代表者及び市長は、それぞれの役割分担を明確にした協定書を締結するものとする。

(状況報告及び調査)

第11条 市長は、協働事業実施期間中において、事業の進捗状況について、事業を実施する市民活動団体から聴取し、又は調査を行うことができるものとする。

(経費負担)

第12条 市長は、第10条に規定する協定書に基づく協働事業の実施に当たり、予算の範囲内で経費の負担をするものとする。

(備付帳簿等)

第13条 協働事業を実施する市民活動団体の代表者は、事業に係る必要な帳簿、領収書等が確認できる書類を当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告書等の提出)

第14条 協働事業を実施する市民活動団体の代表者は、市民協働事業提案制度実績報告書(様式第7号)及び事業収支決算書(様式第8号)を事業完了後1箇月以内又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(事業報告会)

第15条 協働事業を実施する市民活動団体の代表者は、市長が開催する事業結果報告会において事業の内容について報告するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

市民協働事業提案書 年 月 日 甲 賀 市 長 あて 所在地 申請人 団体名 代表者名 ⑩	
次のとおり提案します。なお、会員名簿、担当者連絡先を除き公開を承諾します。	
1 提案事業の名称	
2 提案の区分	どちらかに○をつけてください。 1 市民テーマ型事業 2 行政テーマ型事業
3 事業期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
4 協働の形態	<input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 事業協力 <input type="checkbox"/> 実行委員会 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 事業総額	円
6 市に支出を求める金額	円
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 会則等 <input type="checkbox"/> 前年度事業報告書及び収支決算書 <input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> その他参考となるもの

裏面をご覧ください。

※ 提案事業の要件（確認した場合は、各項目の左の□ にチェック（レ）をしてください。）

1～7すべてにチェック（レ）が入らない場合は、提案できません。

- 1 公序良俗に反するものでないもの。
- 2 営利を主たる目的とするものでないこと。
- 3 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- 4 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- 5 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 6 法令、条例等に違反するものでないこと。
- 7 市の事業（施設）への要望又は団体の事業への支援を求めるものでないもの。

様式第2号（第7条関係）

市民協働事業提案企画書

<p>1 事業の分野 又は活動の分野 （主となる該当 分野に○をして ください。</p>	<p>①保健・医療・福祉 ②社会教育 ③まちづくり ④学術・文化・ 芸術・スポーツ ⑤環境保全 ⑥災害救助 ⑦地域安全 ⑧人 権・平和 ⑨国際協力 ⑩男女共同参画 ⑪子どもの健全育成 ⑫情報化社会 ⑬科学技術の振興 ⑭経済活動の活性化 ⑮職 業能力開発・雇用機会 ⑯消費者保護 ⑰非営利活動支援 ⑱そ の他（ ）</p>
<p>2 提案事業の 詳細</p>	<p>（1）現状と課題</p>
	<p>（2）事業の目的</p>
	<p>（3）解決方法</p>

<p>3 提案事業の特色</p>	<p>事業提案の先駆性・専門性・柔軟性など、提案の特色はどのような点ですか。</p>
<p>4 役割分担及び協働の効果</p>	<p>(1) 提案団体が担う役割・団体にとっての協働の効果 (提案団体は具体的に何をしますか。団体にとってどんなメリットがありますか。)</p>
	<p>(2) 市へ期待する役割・市にとっての協働の効果 (市へ求める役割は何ですか。市にとってどんなメリットがあると思いますか。)</p>
<p>5 その他</p>	<p>協働事業を進めていく上で、広くアピールしたいことがあれば自由にご記入ください。</p>

様式第3号（第7条関係）

実施スケジュール

○提案事業の実施スケジュールをご記入ください。（いつ頃、どのようなことをする予定ですか）

時 期	内 容
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

様式第4号（第7条関係）

市民協働事業提案収支予算書

提案事業に係る見積金額 _____ 円

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	積算根拠（品名、単価、数量等）	備 考
例）市委託料			
合 計			

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	積算根拠（品名、単価、数量等）	備 考
合 計			

支出経費の区分例

支援対象経費

報償費（講演会・研修会等の講師への謝礼、調査・研究等に係る報償費など）

旅費（研修等に要する交通費、講師・指導者等事業に必要な交通費）

※ 日時・交通機関・経路・運賃等を明確に

需用費（チラシや冊子等の印刷製本費、材料費、文具や用紙等の消耗品費、書籍等の購入費）

使用料及び賃借料（会場使用料、車両・機械、映画フィルム等の借上料）

通信運搬費（募集案内、会議資料、活動資料等、事業実施に必要な資材料等を送付するための郵送料、宅配便料）

対象外経費

スタッフ・参加者・講師への飲食代（食事・弁当・茶菓子代など）

商品券等金券の購入代金

記念品等の購入経費（イベント参加者への賞品・景品など）

家賃（敷金・礼金等を含む）

不動産の取得・造成・補修・改装に関する経費

団体の経常的な運営に関する経費（事務所の光熱水費など）

団体の基盤強化のための経費（NPO 法人への登記登録経費など）

領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費

備品購入費

その他、協働事業と直接関わりのない経費と認められるものは対象外とします。

様式第5号（第7条関係）

団体の概要書

団体の名称	(ふりがな)		
団体所在地	〒 ー		
代表者氏名（ふりがな）			
団体のホームページ	http://		
設立年月日 (活動開始年月)	年 月		
会員の状況	正会員 人・ 団体 (内甲賀市民 人)	年会費	
	賛助会員 人・ 団体	年会費	
主な活動分野			
主な活動場所			
団体の目的			
主な活動内容			
主な活動実績			
担当者連絡先	(ふりがな)	役職	
	氏名		
	住所 〒 ー		
	甲賀市		
	電話番号 ー ー		
	F A X ー ー		
E-mail			

※枠は、適宜広げて必要な事項を簡潔に分かりやすく記入してください。

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

甲 賀 市 長



市民協働事業提案制度協働事業採択結果通知書

年 月 日付で 年度市民協働事業提案制度に提案された事業について下記のとおり審査の結果を通知します。

記

協働事業提案制度の名称	
審査結果	
理由	

甲賀市長 あて

団体名

所在地

代表者名

印

市民協働事業提案制度実績報告書

年度市民協働事業提案制度について、下記のとおり関係書類を添えて報告
します。

協働事業提案 制度の名称		
	実施日・実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
	実施場所	
	人員体制 (スタッフ)	延べ実人数 (算定式)
	参加者数	延べ人数 人 ()
	内容	
	実施効果 (成果)	
添付資料	印刷資料・活動中の写真・その他 ()	

※この実績報告書に記載しきれない場合は、別途提出してください。

様式第8号（第14条関係）

事業収支決算書

提案事業名	
-------	--

【収入の部】

単位：円

費目	予算額	決算額	増減	適用
収入合計 (A)				

【支出の部】

費目	予算額	決算額	増減	適用
支出合計 (B)				
収支差額 (A - B)				